

手話言語法の制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006（平成18）年12月に採択された国連の障害者権利条約には、手話は言語であることが明記されている。この障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、平成23年8月に成立した「改正障害者基本法」では、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が保障される」と定められた。また、同法第22条では、国及び地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけている。

こうしたことから、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に早急に取り組む必要がある。

よって、国においては、こうした内容を盛り込んだ「手話言語法」を制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年3月19日

広島県府中市議会